

## 藤沢市職員定数条例の一部改正について

### 1 藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では、昭和24年に藤沢市職員定数条例（以下「条例」という。）を制定・施行して以降、「各年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数（別表）、いわゆる「条例定数」を改正してきました。

その中で、平成29年には、新たな行政需要への対応に加え、雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加への対応、また、令和2年には、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う職の整理への対応などにより、所要の改正を行ってきました。

#### 「各年度の職員定数」

区分		令和元年度 定数	令和2年度 定数	令和3年度 定数	令和4年度 定数	令和5年度 定数 (予定)
市長部局の職員	一般職員	2,009人	2,017人	2,035人	2,038人	2,058人
	市民病院職員	817人	914人	916人	919人	930人
議会事務局職員		14人	16人	16人	16人	14人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		227人	229人	229人	237人	241人
選挙管理委員会事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
監査委員事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
農業委員会事務局職員		6人	6人	6人	6人	6人
消防職員		452人	452人	452人	449人	453人
合計「各年度の職員定数」 A		3,543人	3,652人	3,672人	3,683人	3,720人
(対前年度増減)		29人	109人	20人	11人	37人
再任用短時間勤務職員のフルタイム換算分B		57人	57人	57人	46人	35人
「条例定数」 A+B		3,600人	3,709人	3,729人	3,729人	3,755人

## 2 改正内容

### 条例定数 3,729人→3,755人(26人増)

「令和5年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める定数(別表)、いわゆる「条例定数」を改正するものです。

現行の条例定数(3,729人)+行政需要への対応による増減数(26人)=3,755人

#### 「定数条例別表 増減表」

区分		現行の定数 A	業務増への対応 B	業務見直しによる減 C	行政需要への対応に伴う増減数 D (B+C)	改正定数 E (A+D)
市長部局の職員	一般職員	2,077人	26人	△15人	11人	2,088人
	市民病院職員	919人	11人	0人	11人	930人
議会事務局職員		16人	0人	△2人	△2人	14人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		243人	3人	△1人	2人	245人
選挙管理委員会事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
監査委員事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
農業委員会事務局職員		6人	0人	0人	0人	6人
消防職員		450人	4人	0人	4人	454人
合計		3,729人	44人	△18人	26人	3,755人

#### (1) 行政需要への対応に伴う増減数(D)の内訳

##### ア 業務増への対応(B)の主な内容

DXの推進への対応、医療的ケア児保育等への対応、気候非常事態宣言によるゼロカーボンの推進への対応、市民病院医療技術部門体制の充実、部活動地域移行の推進への対応、機動救急隊の運用開始

##### イ 業務見直しによる減(C)の主な内容

子育て支援センター執行体制の見直し、柄沢保育園の段階的縮小、環境事業

センター南北事務所統合による執行体制の見直し、市議会史編さん業務の終了

### 3 雇用と年金の接続に伴う定数の整理

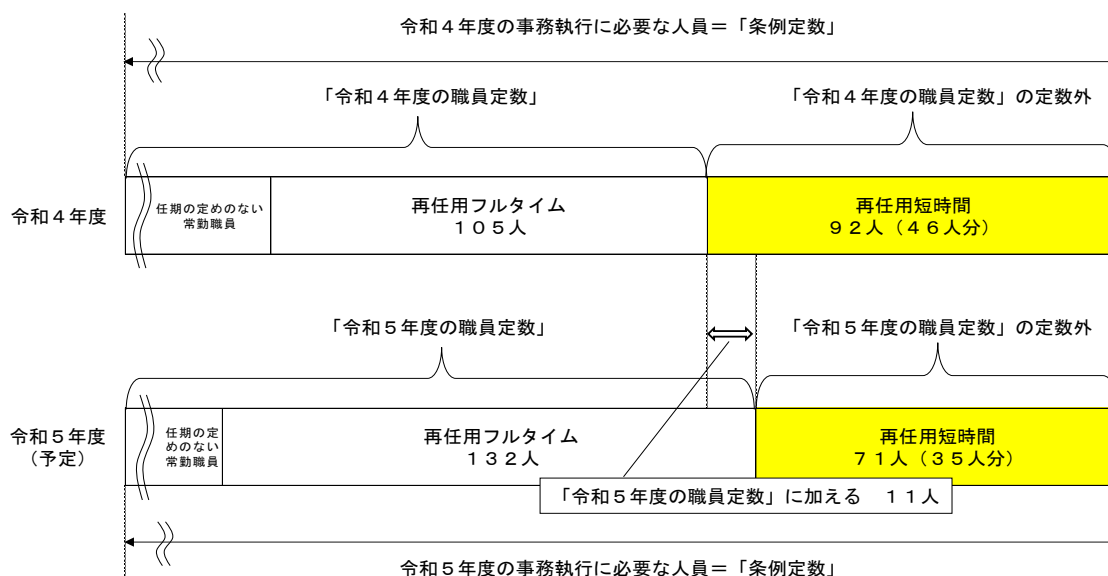
雇用と年金の接続に伴い平成29年度に条例定数に加えた57人分については、新たに再任用になる職員が原則5年間フルタイム勤務となる令和4年度以降に、その時点での再任用職員の状況により整理することとしておりました。

令和5年度の再任用短時間勤務職員の従事人数は、71人（フルタイム換算35人分）が予定されており、令和4年度のフルタイム換算46人分から減少した11人分については、再任用フルタイム勤務職員などの常時勤務職員を配置して対応します。

そうした状況を踏まえ、令和5年度については、下記イメージ図のとおり「条例定数」及び「各年度の職員定数」の整理を行います。

また、令和5年度からの定年年齢の65歳への段階的な引上げに伴い導入される定年前再任用短時間勤務職員についても、現行の再任用短時間勤務職員と同様に事務執行に必要な人員ではあるものの「各年度の職員定数」の定数外の職員として配置してまいります。

(イメージ図)



## **(1) 条例定数**

条例定数は、任期の定めのない常勤職員、再任用フルタイム勤務職員の他、各年度の職員定数の定数外の扱いとなる再任用短時間勤務職員をフルタイム換算した人数も含めており、事務執行に必要な人員の総数を定めたものです。

再任用職員の状況に伴い、事務執行に必要な人員の総数に影響はありませんので、条例定数に変更はありません。

## **(2) 各年度の職員定数**

令和4年度の46人分と令和5年度の35人分の差である11人は、各年度の職員定数に含める常時勤務職員を配置することから、令和5年度の職員定数に加えます。令和6年度以降についても、再任用短時間勤務職員及び定年引上げに伴い導入される定年前再任用短時間勤務職員の状況に伴い常時勤務職員を配置していく場合には、同様に整理してまいります。

## **4 今後の職員定数の考え方**

「行財政改革2024実行プラン」に位置付けた「適正な定員管理等による人件費の抑制」に資するため、「定員管理基本方針2024」に基づき、取組を推進してまいります。

また、定年引上げに伴う役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入なども考慮する中で、職員の適正配置を一層強化してまいります。

以 上